

学外入構者について（お知らせ）

8月2日より、埼玉、千葉、神奈川、大阪に出されていた「まん延防止等重点措置」が「緊急事態宣言」に切り替わり、東京都、沖縄県の「緊急事態宣言」の期限が延長されました。また、北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県に「まん延防止等重点措置」が新たに適用され、期限はいずれも8月31日迄となります。

つきましては、本学における感染拡大を防止するため学外入構者につきましては、以下のとおりの対応といたしますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 小松島キャンパスは、入構時正門守衛室にて来学受付簿に必要事項を記載のうえ、検温を行い **37.5℃未満の場合**、入構を許可します。

ただし、**「緊急事態宣言」地域**からの来学者は「緊急事態宣言」期間中、**原則入構を禁止とします**。

やむを得ない場合、大学の定める手続きにより許可されることがあります。

2. 福室キャンパスは、病院が併設していることから学外者の入構は原則禁止しており、解除については感染状況を踏まえて判断します。

令和3年8月2日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部